

1 趣旨

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(第 2 次一括法)による「都市公園法」の一部改正により、これまで「都市公園法」及び「都市公園法施行令」で全国一律に定められていた都市公園の配置及び規模に関する技術的基準並びに公園施設の設置基準を条例で定めることとされたことに伴い、当該基準を「芦屋市都市公園条例」に規定するもの。

2 法及び政令の基準と条例で定める基準の比較

法及び政令において条例で定めるとされた次の基準について、条例で定める。

法・政令	条 例	内 容	法・政令との違い
政令第 1 条の 2	第 2 条の 2 第 1 項	都市公園の設置基準	独自基準
政令第 2 条	第 2 条の 2 第 2 項 及び第 3 項	都市公園の設置基準	政令どおりの基準
法第 4 条	第 2 条の 3	公園施設の設置基準	法どおりの基準

* 法：都市公園法（参酌基準）、政令：都市公園法施行令（参酌基準）

3 基準設定の考え方

(1) 市の区域内及び市街地における市民 1 人当たりの都市公園の敷地面積の基準

区分	標準（市民 1 人当たりの都市公園の敷地面積）	
	政令	条例（案）
市の区域内（都市計画区域内）	1 0 m ² 以上	1 1 m ² 以上
市街地（市街化区域内）	5 m ² 以上	

本市においては、現行の都市公園法施行令で定められている市民 1 人当たりの都市公園の敷地面積を都市計画区域内で 1 0 m²以上、市街化区域内で 5 m²以上を標準として整備を進めてきた。

都市計画区域内及び市街化区域内において本市の都市公園の配置状況を検討した結果、市民 1 人当たりの都市公園の敷地面積の現況は、都市計画区域内で 8. 9 m²、市街化区域内では 7. 2 m²となっており、市街地においては既に標準を超えている。

また、芦屋市緑の基本計画においては、平成 3 2 年度に市民 1 人当たりの都市公園の敷地面積を約 1 1 m²に目標設定している。

よって、本市の都市計画区域内の市民 1 人当たりの都市公園の敷地面積の

標準を11㎡以上とする。なお、本市の場合、既成市街地が成熟しており、市域全体を対象に都市公園の整備を行うため、市街化区域内の市民1人当たりの都市公園の敷地面積の標準を定めないものとする。

(参考)

平成24年4月現在

	区域内人口 (人)	1人当たり都市公園面積 (㎡/人)	
		都市公園条例対象 (霊園を除く。)	緑の基本計画対象 (都市公園条例+霊園+その他緑地)
都市計画区域全体	93,781	6.1	8.9
市街化区域内	92,081	5.7	7.2

(2) 都市公園を設置する場合の配置及び規模の基準

本市における都市公園の状況は、街区公園が88ヶ所(平均規模0.18ha)、近隣公園は6ヶ所(平均規模1.88ha)、地区公園が1ヶ所(規模4.96ha)となっている。特に、街区公園については、0.10ha未満の公園も多く存在する。

しかし、都市公園の整備を行うに当たっては、都市公園の種類毎にその特質に応じて分布の均衡が図れるように整備し、市民すべてが同じような条件で都市公園を利用でき、災害時の避難地・避難路として効果的であることが望ましいため、各都市公園を設置する場合の配置及び規模の基準は、政令で定める参酌基準を本市の基準とすることが妥当であると判断し、同内容の基準を条例において定めるものとする。

(3) 一の都市公園に設ける公園施設の建築面積の基準

本市においては、過去より都市公園法において定められている基準を遵守して公園施設の整備を行ってきており、都市公園がスポーツ及びレクリエーション活動の場や災害時における避難場所等の役割を担っていることを考慮すると、法で定められている基準を継続し、良好な空間を確保していくことが必要であるため、公園施設の建築面積の基準は、法で定める参酌基準を本市の基準とすることが妥当であると判断し、同内容の基準を条例において定めるものとする。

また、現在の都市公園の利用状況を踏まえ、法で定められている基準の中で建ぺい率の上乗せ(特例)が認められている防災に関する備蓄倉庫などを整備する場合の公園施設の建築面積の基準の特例については、法で定める参酌基準を本市の基準とすることが妥当であると判断し、条例においては上乗せできる割合の限度を定め、規則において各公園施設毎にその割合(法で定める参酌基準と同内容の割合)を定めるものとする。

4 規則で定める内容

芦屋市都市公園条例 (案)	芦屋市都市公園条例施行規則 (案)
<p>(公園施設の設置基準)</p> <p>第2条の3 法第4条第1項の規定により定める一の都市公園に公園施設として設けられる建築物(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1号に規定する建築物をいう。)の建築面積の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合は、100分の2とする。ただし、災害応急対策に必要な物資の備蓄倉庫を設ける場合その他の規則で定める特別の場合においては、100分の20の範囲内で規則で定める割合を限度としてこれを超えることができる。</p>	<p>(公園施設の建築面積の基準の特例が認められる特別の場合等)</p> <p>第1条の2 条例第2条の3ただし書の規則で定める特別の場合及び規則で定める割合は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 都市公園法施行令(昭和31年政令第290号(以下「政令」という。))第5条第2項に規定する休養施設、同条第4項に規定する運動施設、同条第5項に規定する教養施設、同条第8項に規定する備蓄倉庫その他同項の国土交通省令で定める災害応急対策に必要な施設である建築物(次号に掲げる建築物を除く。)を設ける場合においては、当該建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の10を限度として条例第2条の3本文の規定により認められる建築面積を超えることができる。</p> <p>(2) 前号の休養施設又は教養施設である建築物のうち次のアからウまでのいずれかに該当する建築物を設ける場合においては、当該建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の20を限度として条例第2条の3本文の規定により認められる建築面積を超えることができる。</p> <p>ア 文化財保護法(昭和25年法律第214号)の規定により国宝、重要文化財、重要有形民俗文化財、特別史跡名勝天然記念物若しくは史跡名勝天然記念物として指定され、又は登録有形文化財、登録有形民俗文化財若しくは登録記念物として登録された建築物その他これらに準じて歴史上又は学術上価値の高いものとして政令第6条第1項第2号イに規定する国土交通省令で定める建築物</p> <p>イ 景観法(平成16年法律第110号)の規定により景観重要建造物として指定された建築物</p> <p>ウ 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律(平成20年法律第40号)の規定により歴史的風致形成建造物として指定された建築物</p> <p>(3) 屋根付広場、壁を有しない休憩所その他の高い開放性を有する建築物として政令第6条第1項第3号に規定する国土交通省令で定めるものを設ける場合においては、当該建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の</p>

	<p>10 を限度として条例第 2 条の 3 本文又は前 2 号の規定により認められる建築面積を超えることができる。</p> <p>(4) 仮設公園施設 (3月を限度として公園施設として臨時に設けられる建築物をいい, 前3号に規定する建築物を除く。) を設ける場合においては, 当該仮設公園施設に限り, 当該都市公園の敷地面積の100分の2を限度として条例第 2 条の 3 本文又は前 3 号の規定により認められる建築面積を超えることができる。</p>
--	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

芦屋市都市公園条例新旧対照表

(下線部分は、改正部分)

改正案	現 行
<p>目次</p> <p>第1章 (省略)</p> <p>第2章 <u>都市公園及び公園施設の設置及び管理</u> (第2条—第11条)</p> <p>第2章の2～第4章 (省略)</p> <p>付則</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、都市公園法(昭和31年法律第79号。以下「法」という。)の規定に基づき、法及び法に基づく命令に定められるもののほか、都市公園及び公園施設の設置及び管理等について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2章 <u>都市公園及び公園施設の設置及び管理</u> <u>(都市公園の設置基準)</u></p> <p><u>第2条の2 法第3条第1項の規定により定める市の区域内に都市公園を設置する場合の市民1人当たりの敷地面積の標準は、11平方メートル以上とする。</u></p> <p><u>2 次に掲げる都市公園を設置する場合は、それぞれその特質に応じて都市公園の分布の均衡を図り、かつ、防火、避難等災害の防止に資するよう考慮するほか、次に掲げる都市公園の配置及び規模の基準に適合するように行うものとする。</u></p> <p><u>(1) 主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は、街区内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、0.25ヘクタールを標準とする。</u></p> <p><u>(2) 主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は、近隣に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、2ヘクタールを標準とする。</u></p> <p><u>(3) 主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする</u></p>	<p>目次</p> <p>第1章 (省略)</p> <p>第2章 都市公園の設置及び管理 (第2条—第11条)</p> <p>第2章の2～第4章 (省略)</p> <p>付則</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、都市公園法(昭和31年法律第79号。以下「法」という。)の規定に基づき、法及び法に基づく命令に定められるもののほか、都市公園の設置及び管理等について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2章 都市公園の設置及び管理</p>

改正案	現 行
<p>都市公園は、<u>徒歩圏域内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、4ヘクタールを標準とする。</u></p> <p>(4) <u>主として市の区域内に居住する者の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする都市公園、主として運動の用に供することを目的とする都市公園及び市の区域を超える広域の利用に供することを目的とする都市公園で、休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供されるものは、容易に利用することができるように配置し、それぞれその利用目的に応じて都市公園としての機能を十分発揮することができるような敷地面積とする。</u></p> <p>3 <u>主として公害又は災害を防止することを目的とする緩衝地帯としての都市公園、主として風致の享受の用に供することを目的とする都市公園、主として動植物の生息地又は生育地である樹林地等の保護を目的とする都市公園、主として市街地の中心部における休息又は観賞の用に供することを目的とする都市公園等前項各号に掲げる都市公園以外の都市公園を設置する場合においては、それぞれその設置目的に応じて都市公園としての機能を十分発揮することができるように配置し、及びその敷地面積を定めるものとする。</u></p> <p><u>(公園施設の設置基準)</u></p> <p>第2条の3 <u>法第4条第1項の規定により定める一の都市公園に公園施設として設けられる建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物をいう。）の建築面積の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合は、100分の2とする。ただし、災害応急対策に必要な物資の備蓄倉庫を設ける場合その他の規則で定める特別の場合においては、100分の20の範囲内で規則で定める割合を限度としてこれを超えることができる。</u></p> <p>（行為の制限）</p> <p>第4条 （省略）</p> <p>2・3 （省略）</p> <p>4 市長は、<u>第1項各号に掲げる行為が公衆の都市公園の利用に支障を及ぼさないと認められる限度において、同項又は前項の許可を与えることが</u></p>	<p>（行為の制限）</p> <p>第4条 （省略）</p> <p>2・3 （省略）</p> <p>4 市長は、<u>第1項各号に掲げる行為が公衆の都市公園の利用に支障を及ぼさないと認められる限度において、第1項又は第3項の許可を与えること</u></p>

改正案	現 行																						
<p>できる。</p> <p>5 (省略)</p> <p>(届出)</p> <p>第12条 次の各号に掲げる者は、当該各号に掲げる場合においては、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。</p> <p>(1)～(5) (省略)</p> <p>(6) <u>第11条第1項</u>又は第2項の規定により同条第1項に規定する必要な措置を命ぜられた者が、命ぜられた工事を完了したとき。</p> <p>別表第1 (第2条関係)</p> <p>芦屋市都市公園の名称及び位置</p> <table border="1" data-bbox="197 655 1111 1005"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">(奥池園地から芦屋川緑地までの項省略)</td> </tr> <tr> <td>山芦屋北緑地</td> <td>山芦屋町15番6</td> </tr> <tr> <td>山芦屋遺跡緑地</td> <td>山芦屋町23番14</td> </tr> <tr> <td>仲ノ池緑地</td> <td>岩園町320番1～320番3 321番1～321番4 395番1 395番2</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(岩園緑地から若宮8番地ひろばまでの項省略)</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	(奥池園地から芦屋川緑地までの項省略)		山芦屋北緑地	山芦屋町15番6	山芦屋遺跡緑地	山芦屋町23番14	仲ノ池緑地	岩園町320番1～320番3 321番1～321番4 395番1 395番2	(岩園緑地から若宮8番地ひろばまでの項省略)		<p>ができる。</p> <p>5 (省略)</p> <p>(届出)</p> <p>第12条 次の各号に掲げる者は、当該各号に掲げる場合においては、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。</p> <p>(1)～(5) (省略)</p> <p>(6) <u>前条第1項</u>又は第2項の規定により同条第1項に規定する必要な措置を命ぜられた者が、命ぜられた工事を完了したとき。</p> <p>別表第1 (第2条関係)</p> <p>芦屋市都市公園の名称及び位置</p> <table border="1" data-bbox="1153 655 2067 1005"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">(奥池園地から芦屋川緑地までの項省略)</td> </tr> <tr> <td>山芦屋北緑地</td> <td>山芦屋町15番6</td> </tr> <tr> <td>仲ノ池緑地</td> <td>岩園町320番1～320番3 321番1～321番4 395番1 395番2</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(岩園緑地から若宮8番地ひろばまでの項省略)</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	(奥池園地から芦屋川緑地までの項省略)		山芦屋北緑地	山芦屋町15番6	仲ノ池緑地	岩園町320番1～320番3 321番1～321番4 395番1 395番2	(岩園緑地から若宮8番地ひろばまでの項省略)	
名称	位置																						
(奥池園地から芦屋川緑地までの項省略)																							
山芦屋北緑地	山芦屋町15番6																						
山芦屋遺跡緑地	山芦屋町23番14																						
仲ノ池緑地	岩園町320番1～320番3 321番1～321番4 395番1 395番2																						
(岩園緑地から若宮8番地ひろばまでの項省略)																							
名称	位置																						
(奥池園地から芦屋川緑地までの項省略)																							
山芦屋北緑地	山芦屋町15番6																						
仲ノ池緑地	岩園町320番1～320番3 321番1～321番4 395番1 395番2																						
(岩園緑地から若宮8番地ひろばまでの項省略)																							

芦屋市都市公園条例の改正に関する公園等位置図

